2　特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第五十五条第三項又は第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

3　前二項の規定により特定都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4　前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（特別区についてのこの法律の適用）

第七十三条　この法律（第四十八条第七項を除く。）の適用については、特別区は、市とみなす。

（事務の区分）

第七十四条　この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（都道府県警察が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（政令への委任）

第七十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章　罰則

第七十六条　第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条　第七十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

別表第一に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（都道府県警察が処理することとされているものを除く。）

（地方財政法の一部改正）

第四条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十　新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費

（復興庁設置法の一部改正）

第五条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）	第二条第四号イ	並びに国家行政組織法、復興庁並びに国家行政組織法

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀

政　令

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十四年五月十四日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十一号

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十号）の一部の施行に伴い、及び株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。